様式第1号(第4条関係)

個人情報ファイルの名称	高齢者世帯台帳	
市の機関の名称	鶴岡市長	
個人情報ファイルが利用に 供される事務をつかさどる 組織の名称	健康福祉部地域包括ケア推進課	
個人情報ファイルの利用目的	県や市の統計調査への活用及び緊急時における連絡先	
	の把握のため	
記録項目	1宛名番号、2氏名、3性別、4生年月日、5住所、6町コー	
	ド、7電話番号、8民生委員区、9民生委員番号、10世帯	
	区分、11受理日、(マニュアル処理ファイルのみ12緊急	
	連絡先の氏名、13続柄、14住所、15電話番号、16勤務先	
	名)	
記録範囲	高齢者世帯台帳を提出し、かつ高齢者世帯に該当する	
	者	
記録情報の収集方法	各民生委員が対象となる住民に対し用紙を配付、回収	
	し、市に対し提出する	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	鶴岡市消防本部、民生委員、鶴岡警察署	
開示請求等を受理する組織	(名 称) 鶴岡市総務部総務課公文書管理室	
の名称及び所在地	(所在地) 〒997-8601	
	山形県鶴岡市馬場町9番25号	

訂正及び利用停止に関する 他の法令の規定による特別 の手続等		
個人情報ファイルの種別	✓法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当 するファイル✓有 □無	□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
備考		

個人情報ファイルの名称	独居高齢者等訪問支援事業対象者台帳	
市の機関の名称	鶴岡市長	
個人情報ファイルが利用に 供される事務をつかさどる 組織の名称	健康福祉部地域包括ケア推進課	
個人情報ファイルの利用目的	友愛訪問対象者の把握のため	
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4電話番号、5訪問の有無、	
	6変更等連絡日、7増減、8事由、9備考	
記録範囲	訪問の対象者	
記録情報の収集方法	民生委員からの連絡	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	_	
開示請求等を受理する組織	(名 称) 鶴岡市総務部総務課公文書管理室	
の名称及び所在地	(所在地)〒997-8601	
	山形県鶴岡市馬場町9番25号	
訂正及び利用停止に関する 他の法令の規定による特別 の手続等		
個人情報ファイルの種別	□法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	
	政令第21条第7項に該当 するファイル 口有 口無	

-		
	備考	
ı		

個人情報ファイルの名称	体力測定結果事務ファイル	
市の機関の名称	鶴岡市長	
個人情報ファイルが利用に 供される事務をつかさどる 組織の名称	健康福祉部地域包括ケア推進課	
個人情報ファイルの利用目的	高齢者を対象とした体操事業を実施した結果を評価す	
	るため	
記録項目	1地域、2被保険者番号、3氏名、4生年月日、5年齢、6体 力測定結果と評価、7握力、8開眼片足立ち、9TUG、	
	万例是和末と計画、7座万、6所成月足立り、9100、	
	10介護保険認定状況	
記録範囲	体操参加者	
記録情報の収集方法	介護予防支援員が活動団体へ訪問時に測定、結果記録	
	様式に記入	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	_	
開示請求等を受理する組織	(名 称) 鶴岡市総務部総務課公文書管理室	
の名称及び所在地	(所在地)〒997-8601	
	山形県鶴岡市馬場町9番25号	
訂正及び利用停止に関する 他の法令の規定による特別 の手続等		
個人情報ファイルの種別	□法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	

	政令第21条第7項に該当 するファイル □有 □無	
備考		

個人情報ファイルの名称	介護予防・日常生活圏域ニ	ニーズ調査対象者ファイル
市の機関の名称	鶴岡市長	
個人情報ファイルが利用に 供される事務をつかさどる 組織の名称	健康福祉部地域包括ケア推進課	
個人情報ファイルの利用目的	介護保険事業計画策定のた	とめの集計分析
記録項目	1宛名番号、2被保険者番号、3氏名、4住所、5生年月日、	
	6性別、7要介護度、8圏域	明細
記録範囲	要介護認定を受けていない	>者であって、65歳以上のも
	0)	
記録情報の収集方法	情報企画課へ無作為抽出体	K頼
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織	(名 称) 鶴岡市総務部総	
の名称及び所在地	(所在地)〒997-8601	
	山形県鶴岡市馬場町9番25-	무
訂正及び利用停止に関する 他の法令の規定による特別 の手続等	トー・ハンスト Piolificial Harma 200 m.1 2 円 20	·
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当 するファイル	□法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	□有□無	

-		
	備考	
ı		